

# 中国における專利審査指南改正について（前編）



北京銀龍知識産権代理有限公司

郭 めい  
弁理士

北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に国務院專利行政部門の認可を受けて設立された代理機構である。郭氏は、日本の九州大学で学び、2012 年に修士課程を卒業した。2014 年 10 月、北京銀龍知識産権代理有限公司に入所してから現在に至るまで化学部の代理人を務めており、知的財産権関連の業務、主に、有機材料、無機材料などの材料化学分野の特許出願、翻訳チェック、OA 応答、復審の応答、無効審判などを担当している。

## 【概要】

專利法第 4 次改正に対応した專利法実施細則（以下「実施細則」という。）および專利審査指南（以下「審査指南」という。）が 2023 年に改正、2024 年 1 月 20 日に施行された。審査指南には、出願から審判までにおける国務院專利行政部門および出願人の手続面について規定されるとともに、初歩審査、実体審査および審判における審査官・審判官の実体的な判断基準が規定されている。本稿では、審査指南の多岐にわたる改正内容のうち、中国知財実務に携わる際に特に把握しておくべきであると考えられる改正内容について説明する。本稿の前編では、権利化の手続関連、権利化の制度関連、および権利化後の制度関連の改正内容の要点について説明する。

なお、專利には特許（発明）、実用新案、意匠が含まれるので、単に專利と表記した場合はこれら 3 つを指し、いずれかに限定する場合は発明專利、あるいは実用新案專利などと表記する。

## 【詳細及び留意点】

### 1. 権利化の手続関連

送達日・期限の起算日、費用、および発明者の変更に関する改正内容について説明する。

### 1-1. 送達日・期限の起算日

送達日は、電子形式で送達された通知・決定が電子システムにアップされた日となる。また、すべての指定期限および一部の法定期限は、通知書・決定の送達日から起算して計算する。

〔関連規定〕

- ・実施細則第 4 条
- ・審査指南第 5 部分第 6 章 2.3
- ・審査指南第 5 部分第 7 章 2.1(2)

### 1-2. 費用

#### (1) PCT ルートの発明専利出願に関する審査請求費用

「日本、EP、スウェーデンの特許庁が国際調査報告を作成した場合、審査請求費用が 20%減免される」という規定が削除された。

したがって、日本経由での PCT ルートの発明専利出願に関する審査請求費用（印紙代）は、2000RMB から 2500RMB となった。

〔関連規定〕

- ・審査指南第 3 部分第 1 章 7.2.2

#### (2) 発明専利出願に関する審査請求費用の返還

実体審査段階に進んだ発明専利出願について、1 回目の審査意見通知書の応答期間が満了する前に自発的に出願を取下げた場合、すでに応答済の場合を除き、審査請求費用の 50%が返還される。

〔関連規定〕

- ・実施細則第 111 条第 3 項
- ・審査指南第 5 部分第 2 章 4.2.1.1

### 1-3. 発明者の変更

発明者の記載漏れまたは記載ミスが原因で発明者の変更請求を行う場合、受理通知書を受け取った日から 1 か月以内に提出し、出願人（または専利権者）全員および変更前後の発明者全員が署名または捺印した証明書類に変更の原因を明記し、か

つ実施細則第 14 条<sup>※1</sup> に照らして変更後の発明者が本発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をしたメンバー全員であることを確認した声明をしなければならぬとされた。

※1 実施細則第 14 条では、専利法にいう発明者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者をいい、発明創造を完成させる過程において単にその仕事を組織した者、物質的・技術的条件の利用のために便宜を図った者、またはその他の補助的な作業に従事した者は、発明者ではないとされる。

〔関連規定〕

- ・実施細則第 146 条第 2 項
- ・審査指南第 1 部分第 1 章 6.7.2.3

## 2. 権利化の制度関連

優先権の回復、優先権の追加・訂正、引用による明細書等の追加提出、延期審査、新規性喪失の例外、および情報提供について説明する。

### 2-1. 発明専利または実用新案専利出願に関する優先権の回復、優先権の追加・訂正、引用による明細書等の追加提出

#### (1) 優先権の回復（国内優先権、パリルート）

国内優先権、パリルートにおける優先権の回復とは、出願人が優先期間の経過後、正当な理由をもって、国務院専利行政部門に同一の主題について発明専利または実用新案専利の出願を行う場合、優先期間の満了日から 2 か月以内に、優先権の回復を請求できることをいう。

当初、中国出願を予定していなかったが、パリ優先期限の経過後に中国出願が必要になる場合もあり、そのような場合に優先権の回復を利用することができる。

〔関連規定〕

- ・実施細則第 36 条
- ・審査指南第 1 部分第 1 章 6.2.6.2

#### (2) 優先権の回復（PCT ルート）

(i) 国際段階で優先権の回復が承認されている場合

国際出願において、優先権を主張しており、かつ国際出願日が優先日から 14 か月以内であり、国際段階において既に受理官庁により優先権の回復が承認されている場合、国務院専利行政部門は疑問を提起せず、国際出願を国内段階に移行する際、出願人は回復手続を再度行う必要がない。

(ii) 国際段階で優先権の回復が承認されなかった、またはその回復を請求していない場合

国内段階移行日から 2 か月以内に優先権の回復の請求を行うことができる。

〔関連規定〕

- ・ 実施細則第 128 条
- ・ 審査指南第 3 部分第 1 章 5.2.5.1

(3) 発明専利または実用新案専利出願に関する優先権の追加・訂正

発明専利または実用新案専利出願に関する優先日から 16 か月以内または出願日から 4 か月以内に、優先権主張の追加または訂正の手続を行うことができる。優先権の追加の場合は、少なくとも一つの優先権をすでに主張済であることが前提である。

〔関連規定〕

- ・ 実施細則第 37 条
- ・ 審査指南第 1 部分第 1 章 6.2.3

(4) 発明専利または実用新案専利出願に関する引用による明細書等の追加提出

2023 年の改正によって新設された実施細則第 45 条に基づき<sup>※2</sup>、発明専利または実用新案専利出願において請求の範囲、明細書またはそれらの一部を欠いたり誤って提出された場合に、先の出願の書類を引用する方式で追加提出することが可能となった。審査指南は、今回の改正において、これに関連する手続について、さらに細かく規定した。

(i) 発明専利または実用新案専利出願を最初に提出するときに、先の出願の優先権を主張するとともに、引用による補充の声明を提出しなければならない。出願人が、国務院専利行政部門が制定した引用による補充の声明を含む専利願書フォーマットを使用した場合、引用による補充の声明を提出したものとみなされる。

(ii) さらに出願人は、発明専利または実用新案専利出願の最初の提出日から 2 か月以内または国務院専利行政部門の指定期限内に、引用による補充の確認声明および関連書類を提出しなければならない。

(iii) 追加提出する出願書類の内容は、先行出願書類の副本およびその中国語訳文に含まれるものでなければならない。

※2 実施細則 45 条は、発明専利または実用新案専利出願に請求の範囲、明細書またはそれらの一部の欠落や誤提出がありながら出願人が出願した場合、出願時に優先権を主張していれば、出願日から 2 か月以内または国務院専利行政部門が指定した期間内に、基礎出願書類を引用して補充提出ができることを規定する。また、補充提出した書類が所定の要件を満たす場合は、最初の提出日が出願日と認定される。

〔関連規定〕

- ・実施細則第 45 条
- ・審査指南第 1 部分第 1 章 4.7.1
- ・審査指南第 5 部分第 3 章 2.3.3

## 2-2. 延期審査

延期審査制度は、国務院専利行政部門における実務において運用されてきたが、2023 年の実施細則の改正によって第 56 条第 2 項に出願人が専利出願について延期審査を請求できることが規定され、対応して詳細が審査指南に定められた。

発明専利の審査延期請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に提出しなければならない。ただし、発明専利出願に関する審査延期請求は、実体審査請求の発効日から効力を生じる。延期期限は審査延期請求を提出して効力が生じた日から起算して 1 年、2 年または 3 年とする。

実用新案専利の審査延期請求は、出願人が実用新案専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。延期期限は審査延期請求を提出して効力が生じた日から起算して 1 年とする。

意匠専利の審査延期請求は、出願人が意匠専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。延期期限は月を単位とし、最長延期期限は審査延期請求を提出して効力が生じた日から起算して 36 か月とする。

延期期限が満了する前に、出願人は審査延期請求の取下げをいつでも請求することができる。請求が規定に合致すれば、延期期限は終了し、通常の専利出願と同様の扱いとなる。

〔関連規定〕

- ・ 実施細則第 56 条第 2 項
- ・ 審査指南第 5 部分第 7 章 8.3

### 2-3. 発明専利出願に関する新規性喪失の例外

新規性喪失の例外規定のうち、専利法第 24 条第 1 項第 4 号に定める「他人が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩したものである場合」について、審査指南に「出願人が国務院専利行政部門の通知を受け取った後にはじめて知った場合は、該通知書で指定された応答期間内に新規性喪失の例外の応答意見を提出し、証明書類を添付しなければならない。」という規定が追加され、出願人の合法的な権益をより保護するための支援を提供する改正などが行われた。

〔関連規定〕

- ・ 実施細則第 33 条第 4 項

- ・ 審査指南第 1 部分第 1 章 6.3.4

## 2-4. 発明専利出願に関する情報提供

実施細則第 54 条<sup>※3</sup>により何人も国務院専利行政部門に情報提供をすることができるが、改正によって審査指南に「審査官は、出願包袋中に公衆からの意見が有るか否かを確認して審査過程において考慮しなければならない。」という内容が新たに設けられ、審査官が提供された情報を審査において考慮しなければならないことが明確にされた。

※3 実施細則第 54 条は、「発明の専利出願の公開日から専利権付与の公告日まで、何人も専利法の規定に適合しない専利出願について国務院専利行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することができる。」と定めている。

〔関連規定〕

- ・ 実施細則第 54 条
- ・ 審査指南第 2 部分第 8 章 3.2.4(2)

## 3. 権利化後の制度関連

実用新案または意匠専利権に関する専利権評価報告、審査遅延による存続期間の補償、および専利開放許諾について説明する。

### 3-1. 実用新案または意匠専利権に関する専利権評価報告

専利権評価報告を定める実施細則第 62 条の改正にともなって、審査指南の関連規定が改正された。専利権評価報告の請求主体、請求時期などが規定された。

実用新案または意匠専利権を付与する決定が公告された後、専利権者、利害関係人（専利権実施権者）、に加えて被疑侵害者も、国務院専利行政部門の作成する専利権評価報告を請求することができる。また、出願人は、専利権登記手続を行う時に専利権評価報告を請求することもできる。被疑侵害者による請求、および出願人

による登録手続時の請求は、実施細則の改正に対応して、新たに審査指南に規定された。

〔関連規定〕

- ・実施細則第62条
- ・審査指南第5部分第10章2.1

### 3-2. 発明専利に関する審査遅延による存続期間の補償

発明専利出願における審査遅延による存続期間の補償を定める実施細則第77条から第79条が新設され、対応して審査指南においても審査指南第5部分第9章2.が追加された。審査指南では、専利法、実施細則に細分化されていた関連規定について説明し、その説明は請求の提出、補償期間の確定、補償請求の審査・許可、登録および公告に及んでいる。

発明専利の出願日から4年経過後、かつ実体審査請求日から3年経過後（以下「基準時後という」）に、発明専利権が付与された場合、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じ、発明専利の権利付与過程での不合理な遅延に対して専利権の期限補償を与える。補償期間は、上記基準時後の授權公告日までの日数となるが、「合理的に遅延した日数」および「出願人に起因して不合理に遅延した日数」は除かれることになる。この概要は、図1のとおりである。

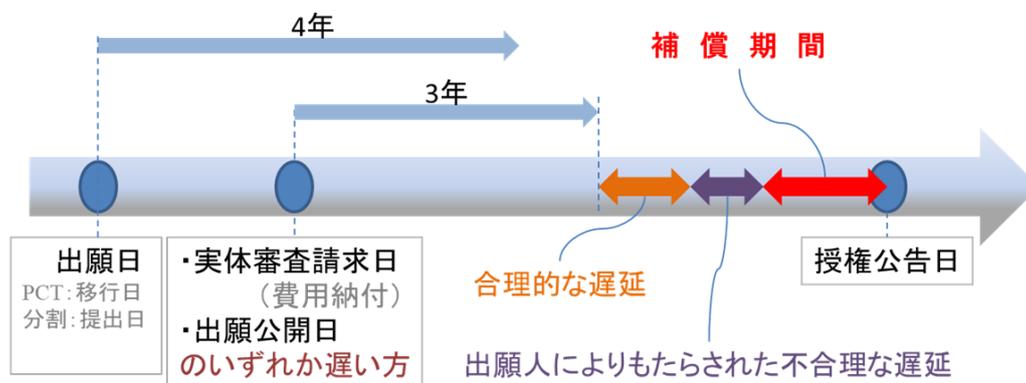


図1 審査遅延による存続期間の補償の概要

図 1 に示される、補償期間を確定するための「合理的な遅延」と「出願人によりもたらされた不合理な遅延」は表 1 のようになる。

合理的な遅延	
成立条件	日数計算方法
① 復審段階での補正（復審請求時を含む）	未規定
② 権利帰属紛争・保全措置	未規定
③ その他の合理的な遅延	未規定
出願人によりもたらされた不合理な遅延	
成立条件	日数計算方法
① 期限内に未応答	期限満了から応答日の間
② 延期審査の請求	延期の期間
③ 優先権に係る援用	それによる遅延期間
④ 権利回復請求	原期限満了から回復通知発行の間

表 1 合理的な遅延と出願人に起因する不合理な遅延

特実同日出願に係る発明の専利出願について、実用新案の放棄により発明の専利権が付与された場合、当該発明の専利権には存続期間の補償は与えない。

〔関連規定〕

- ・ 審査指南第 5 部分第 9 章 2.

### 3-3. 専利開放許諾

2023 年の改正によって、専利開放許諾に関する実施細則第 85 条から第 88 条が新設され、対応して審査指南に、専利開放許諾の原則、専利開放許諾声明の提出、専利開放許諾声明の取下、専利開放許諾声明の登録・公告、専利開放許諾実施契約の発効、専利開放許諾実施契約の届出、実施期間の費用減免手続の処理、開放許諾を実施した専利に関する手続の処理が規定された。

専利開放許諾制度は、専利権の活用を促進するために設けられた制度であり、専利権者が、自由意思に基づいて書面方式で国務院専利行政部門に対して組織または個人が中国でその専利を実施することを許可する意思があることを声明し、許諾使用料の支払方式および基準が明確である場合、国務院専利行政部門は、これを公告し開放許諾を実施する。

### (1) 専利開放許諾の対象

対象は、特許権、実用新案権、および意匠権である。

実用新案権および意匠権の場合、専利権評価報告の提出が必要である。

### (2) 専利開放許諾の発効に関する流れ

(i) 専利開放許諾の声明を国務院専利行政部門へ提出

(ii) 専利開放許諾の声明（ライセンス料の支払方法・基準を含む）の公告

(iii) 専利開放許諾を実施する旨の通知およびライセンス料の支払いにより、専利開放許諾実施契約が発効

(iv) 発効後、合意したことを証明可能な書類で国務院専利行政部門に専利開放許諾実施契約の届出を提出

### (3) ライセンス オブ ライト（License of Right）との相違点

イギリス、ドイツの「ライセンス オブ ライト（License of Right）」は、一般に、出願人または特許権者がライセンス提供の用意があることを宣言することと引き換えに、知財庁費用を減額するという制度である。

一方、中国の専利開放許諾制度では、年金の減額を受けるには、宣言（声明）だけでは足りず、専利開放許諾実施契約が発効される必要がある。

### (4) 開放許諾実施契約期間中の年金の減免

開放許諾実施契約の届出を行う場合、年金の減免請求を提出したものとみなされ、その減免請求を行う必要がない。

減額を受けることができる時期は、開放許諾実施契約の届出が承認された後である。

〔関連規定〕

- ・実施細則第 85 条から第 88 条
- ・審査指南第 5 部分第 11 章
- ・審査指南第 5 部分第 2 章 3.2

本稿の後編では、登録要件関連、および審判関連の改正内容の要点について説明する。

#### 【ソース】

- ・ 中国専利法（2020 年改正）

（中国語） [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/regulation20210601.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/regulation20210601.pdf)

（日本語） [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf)

- ・ 中国専利法実施細則（2023 年改正）

（中国語） [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/admin20240120\\_1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/admin20240120_1.pdf)

（日本語） [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20240120\\_1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20240120_1.pdf)

- ・ 中国専利審査指南（2023 年改正）

（中国語） [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120\\_2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_2.pdf)

（日本語） [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120\\_1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_1.pdf)

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）